

魚津市告示第156号

魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱の一部改正に  
ついて

魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱（平成18年魚津市告示第  
79号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月20日

魚津市長 村椿 晃

改正後				改正前			
第1条-第10条 (略)				第1条-第10条 (略)			
附 則				附 則			
1-3 (略)				1-3 (略)			
4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、別表中「新設又は更新」とあるのは、「新設、更新又は修繕」と読み替えるものとする。							
別表 (第5条、第6条関係)				別表 (第5条、第6条関係)			
補助対象事業名	補助対象基本額 (円)	耐用年数 (年間)	補助対象限度額 (円)	補助対象事業名	補助対象基本額 (円)	耐用年数 (年間)	補助対象限度額 (円)
(略)			1 公衆浴場当たり 7,000,000 〔過去5年間の補助対象額を含む。〕	(略)			1 公衆浴場当たり 7,000,000 〔過去5年間の補助対象額を含む。〕
3 温水缶ボイラーの新設又は更新	3,500,000	3		3 温水缶ボイラーの新設又は更新	2,500,000	3	
(略)				(略)			
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
様式第1号 (略)				様式第1号 (略)			
様式第2号 (略)				様式第2号 (略)			

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。